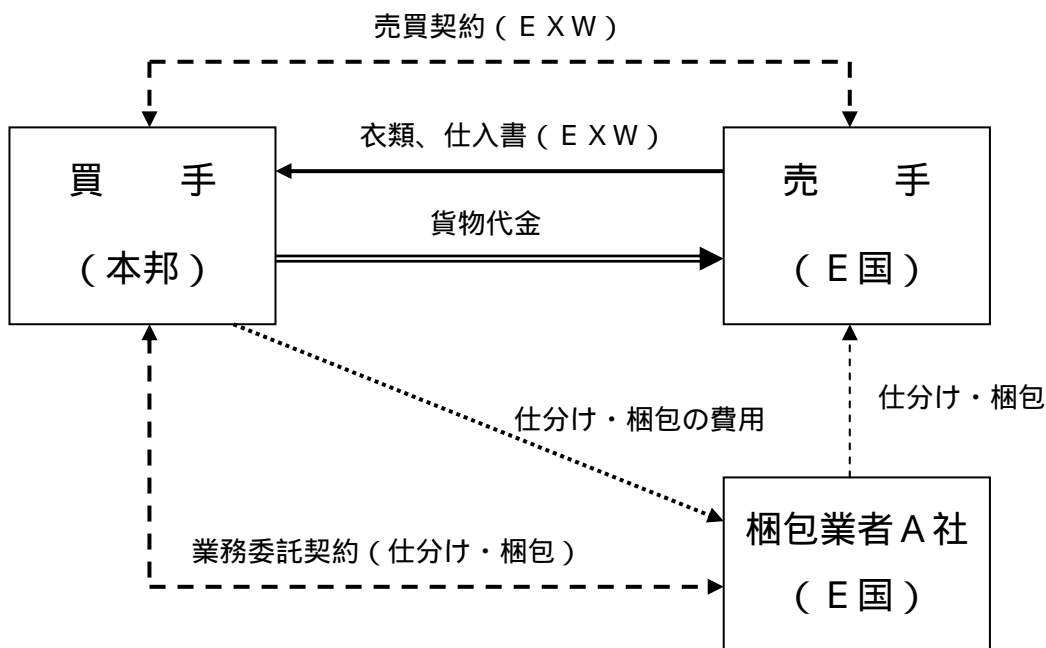


2. 輸出国における輸入貨物の仕分け・梱包に要する費用



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からEXW（工場渡）条件で衣類を購入（輸入）します。

当社と売手は、売買契約において、輸出国において輸入貨物を船積みするまでに、当社が輸入貨物の仕分け・梱包を行うことについて取り決めています。

当社は、その取決めに従い、輸出国に所在する梱包業者A社と業務委託契約を締結し、売手の工場内における輸入貨物の仕分け・梱包（国内販売先ごとの輸入貨物の仕分け・梱包）をA社に委託し、その業務の対価（仕分け・梱包に要する費用）を支払います。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社がA社に支払う仕分け・梱包に係る業務の対価を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において貴社がA社に支払う仕分け・梱包に係る業務の対価は、「輸入貨物の包装に要する費用」に該当し、現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

輸入取引に関し買手により負担される「輸入貨物の包装に要する費用」は、輸入貨物の現実支払価格に加算することとされています。また、「包装に要する費用」には、包装に係る材料費や包装作業に従事する者に係る人件費等の費用で、買手により負担されるものが含まれます。

上記取引では、貴社（買手）が輸入貨物の仕分け・梱包に係る業務の対価を負担していることから、これらの費用を「輸入貨物の包装に要する費用」に含めて、課税価格を計算することとなります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第2号八

関税定率法基本通達4-11

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)